

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、連合会を主たる勤務場所とし、週3日以上連合会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 連合会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、連合会の事務局長が常勤役員を兼務する場合は、報酬等を支給しない。

- 2 非常勤役員には、理事会等会議の出席の都度、日額報酬を支給する。
- 3 役員には役員報酬としての賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員の日額報酬は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員の日額報酬は精算払いとし、会長が別に定める日に通貨で直接支払うものとする。

(費用)

第6条 役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、別表2に定める額を支給するものとし、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 連合会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表1（第4条関係）

非常勤役員の日額報酬 3,000円

別表2（第6条関係）

1	非常勤役員の県内（管内・近接地）	職務（会議等）に係る費用	交通実費
2	役員の県外（管外・近接地以外）	職務に係る費用	連合会旅費規程に定める額
3	その他職務に係る費用		実費